

伊予鉄高島屋労働組合規約

制定	1971年 3月 8日	設立記念総会
改正	1972年 3月 14日	第2回定期総会
	1973年 6月 21日	第5回 〃
	1974年 6月 20日	第9回 〃
	1975年 6月 26日	第11回定期大会
	1976年 6月 24日	第13回 〃
	1977年 10月 20日	第15回 〃
	1978年 10月 19日	第17回 〃
	1979年 11月 01日	第18回 〃
	1980年 10月 16日	第19回 〃
	1984年 10月 18日	第23回 〃
	1999年 3月 25日	平成11年度臨時大会
	2001年 5月 17日	平成13年度臨時大会
	2006年 4月 19日	平成18年度臨時大会
	2011年 6月 13日	平成23年度臨時大会
	2021年 3月 13日	2021年度臨時大会
	2025年 3月 17日	2025年度臨時大会

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この組合は、伊予鉄高島屋労働組合（以下組合という）という。

(所在地)

第 2 条 この組合の事務所は松山市湊町五丁目1番地1 株式会社伊予鉄高島屋内におく。

第 1 節 目的と基本綱領・活動・事業

(目 的)

第 3 条 この組合は、会社経営の近代化、民主化と永続的発展を通じて基本綱領にそって大会で決議された運動方針の実現をはかり全組合員の労働条件の維持改善、生活権の確保および社会的、経済的地位の向上を目指すことを目的とする。

(基本綱領)

第 4 条 前条の目的達成のための基本的理念として、この組合の基本綱領を制定する。

(活動・事業)

第 5 条 この組合は、第3条の目的を達成するために次の活動、事業を行う。

1. 労働協約の締結、改廃、ならびにその他の目的のための団体交渉
2. 経営協議会の設置ならびにその運営
3. 専門部の設置ならびにその運営
4. 苦情処理委員会の設置ならびにその運営
5. 組合員およびその家族のための福利厚生施設の設置ならびにその運営
6. 必要な共済事業
7. 必要な調査研究
8. 組合員の教育啓発

9. 宣伝および機関紙の発行
10. 同一の目的をもつ他団体との連絡提携
11. その他目的達成に必要な活動ならびに事業

第 2 節 解散・合併および他団体への加盟・脱退

(解散・合併)

第 6 条 この組合は、大会において構成員の無記名投票により 3 分の 2 以上の多数によって表決し、併せて全組合員の 4 分の 3 以上が直接無記名投票により 4 分の 3 以上の多数によって表決した時のほかは、組合を解散し又は他の団体と合併することはできない。解散のときの残余財産の処分の方法は解散の決議した大会できめる。

(加盟・脱退)

第 7 条 この組合が、他の労働組合、又はその他の団体に加入するときは大会において、無記名投票により出席評議員の 3 分の 2 以上の多数で表決しなければならない。

脱退のときもまた同じである。

第 2 章 組 合 員

第 1 節 資 格 と 範 囲

(構成と資格)

第 8 条 この組合は、株式会社伊予鉄高島屋（以下会社という）のすべての従業員で構成する。ただし、次の各号に該当する職務の者は除く。

1. 経営層の職務にある者
2. 監査部・経営企画部の全員
3. 営業企画部のグループマネジャー、営業政策立案・実行業務に従事する者および広報業務担当者
4. 総務部のグループマネジャー、総務人事グループ・保安グループのチームマネジャーおよび担当職、総務人事グループの人事業務担当者および秘書業務担当者、いよてつデパートメントサービス出向中の施設管理業務・人事業務に従事するチームマネジャーおよび担当職
5. 経理部のグループマネジャー・チームマネジャー・担当職
6. 乗用車の運転手
7. 嘱託社員
8. エルダー社員
9. 臨時雇用員
10. 前各号のほか、会社、組合協議のうえ認められた者
11. 前各号に掲げる職務を兼務する者

(資格保障)

第 9 条 この組合の組合員は、組合の同意しない解雇により、その資格を失うことはない。又いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地又は身分により、その資格を失うことはない。

第 2 節 権 利 と 義 務

(権 利)

第 10 条 この組合の組合員は、すべて次にかかげる権利をもつ。この権利の行使については、すべての組合員は、平等であって差別的取扱いをうけない。ただし、懲罰として権利を停止された期間中はこの限りでない。

1. 大会に出席し発言できる権利
2. 役員を選挙し、また役員に選挙される権利
3. 組合の機関と役員の実行についての報告をもとめる権利
4. 役員の実行について非を認めた時弾劾する権利
5. 第 5 条に定められた活動・事業によりもたらされた利益を受ける権利
6. その他規約に定める権利

(義 務)

第 11 条 この組合の組合員はすべて次にかかげる義務を負う。

1. 基本綱領ならびに組合規約を遵守し、各機関の決議に従って役員および各部員の活動に積極的に協力し、その指令にしたがう義務
2. 第 5 条に定められた活動・事業の運営に積極的に協力し、組合の正常なる発展のために努力する義務
3. 組合各機関の構成員はその機関に出席する義務
4. 組合費その他の賦課金を納付する義務

(義務の免除)

第 12 条 組合員が無給休職その他の理由により会社および組合から給与がなくなったときは、組合費、共済金およびその他の賦課金の納入の義務を当月分より免除する。なお期間については、その事由の発生日より復職時までとする。

(政治活動の禁止)

第 13 条 組合員は組織内において、政党または個人の選挙運動その他政治結社など政治勢力の拡張宣伝のために行われるいっさいの政治活動を行ってはならない。

第 3 節 加 入 と 脱 退

(加 入)

第 14 条 この組合に加入する者は第 8 条で定める資格を得たとき、自動的に加入するものとする。

(脱 退)

第 15 条 この組合からの脱退は認めない。

(資格喪失)

第 16 条 この組合の組合員は第 8 条の第 1 号から第 8 号に該当する者は、資格を失う。

前項の規定によって資格を失った者は、組合に対する未済の債務がある場合は速やかに完納しなければならない。既納の組合費、その他組合に納められた金品は組合規約に定めたものの外は、これを返却しない。

第 4 節 賞 罰

(表 彰)

第 17 条 組合員で次の各号に該当する者は、賞罰審査委員会の審査をへて、その請求により大会の決議によって表彰する。

1. 組合の組織発展または事業に功労のあった者
2. 組合の名誉を著しく高めた者
3. 前各号に準ずる重要な協力をした者

(表彰の方法)

第 18 条 表彰は表彰状または感謝状をもって行い記念品を贈る。

(懲 罰)

第 19 条 組合員で次の各号に該当する者は賞罰審査委員会の審査をへて、その請求により大会の決議によって懲罰を処する。

1. 第 11 条の規定する義務を履行せずその他組合の統制を乱す行動をした者
2. 組合の名誉を傷つける行動をした者
3. 組合の利益を侵害する行動をした者
4. 正当な理由なく、組合に対して債務を履行しない者

(懲罰の種類)

第 20 条 懲罰は次の 3 つである。

1. 情状軽いものに対して戒告
2. 情状やや重いものに対して 1 か月ないし 6 か月間の組合員としての権利の停止
3. 情状重いものに対しては除名

(懲罰の手続)

第 21 条 懲罰は賞罰審査委員会の処罰の請求に基づき、大会において、出席構成員の無記名投票により 3 分の 2 以上の多数の表決できめる。大会が懲罰を表決するときは、議長は、その表決に先立ち、賞罰審査委員会の審査結果、理由および少数の意見を朗読したのち、処罰の請求をうけた本人に、弁明の機会を与えなければならない。賞罰審査委員会の請求よりも、軽い処罰の動議があった時はまず懲罰の程度の最も軽い動議について表決し、それが決定しないときは、順次懲罰の程度の重いものについて表決する。なお、決定しないときは賞罰審査委員会の請求につい

て表決する。

(賞罰の通告と公示)

第 22 条 大会が組合員の賞罰を決定したときは、執行委員長は直接本人に通告しなければならない。賞罰はすべて公示しなければならない。

第 3 章 機 関

第 1 節 機 関 の 種 類

(決議機関)

第 23 条 この組合に決議機関として大会を置く。

(執行機関)

第 24 条 この組合に執行機関として

1. 執行委員会
2. 交渉委員会 を置く。

(監査機関)

第 25 条 この組合に監査機関として会計監査委員を置く。

(その他の機関)

第 26 条 この組合にその他の機関として

1. 賞罰審査委員会
2. 組合活動犠牲者救援委員会
3. 選挙管理委員会
4. 専門委員会 を置く。

第 2 節 大 会

(大会の地位と構成)

第 27 条 大会はこの組合の最高決議機関であって評議員と役員で構成し定期大会と臨時大会の二つとする。ただし、役員は発言権はあるが決議権はない。

(大会の決議権)

第 28 条 大会の決議権は役員を除くすべての構成員が平等にもつ。ただし、自己の進退賞罰についての決議権はもたない。

(評議員の定数と選出)

第 29 条 評議員の定数は 20 名とし、定期大会開催の都度、執行委員会が定める職場区ごとにその所属組合員に比例して互選による選出を行う。ただし、端数のある場合は切りすてとするが、20 名に満たない場合は端数の多い職場区より選出する。

なお、組合員数は、選出実施前月末現在によるものとする。

(評議員の任期)

第 30 条 評議員の任期は定期大会から次の定期大会までとする。ただし再選を妨げない。なお臨時大会開催時に欠員のある場合は、その都度互選する。また評議員は当該職場区を人事異動その他の理由で離れた時は解任される。

(評議員の兼任禁止)

第 31 条 評議員は役員および賞罰審査委員をかねることはできない。

(委任禁止)

第 32 条 評議員が大会に出席できない事情にある時も他の人にその権限を委任することができない。

(大会の開催)

第 33 条 定期大会は年 1 回とし、原則として 9 月もしくは 10 月に開催する。

臨時大会は次の場合に開催する。

1. 執行委員会が必要と認めたとき。
2. 評議員の 3 分の 1 以上の連署をもってその代表が請求したとき。
3. 組合員の 6 分の 1 以上が連署して、その代表から請求があったとき。
4. 会計監査委員全員から請求があったとき。
5. 交渉委員会が必要と認めたとき。
6. 賞罰審査委員会から請求があったとき。

大会の招集は執行（交渉）委員長が行う。

(大会の招集手続)

第 34 条 大会の招集は執行（交渉）委員長があらかじめ日時、場所および議題を組合員に通知し、少なくとも 5 日前には議案書およびその内容など必要なる事項を組合員に通知して行わねばならない。

ただし、緊急を要する時は臨機の方法で招集することができる。

(大会の議長)

第 35 条 大会の議長団は、その都度出席評議員の中から互選する。

(大会の付議事項)

第 36 条 大会の付議事項は次の通りとする。ただし、次の各号のうち第 1 号、第 5 号、および第 8 号の決議は組合員の投票によるものとする。

1. この組合の基本綱領、組合格約の制定ならびに改廃
2. 労働協約の締結、改廃およびその運営に関する具体的事項
3. 組合の運動方針ならびに会計予算
4. 組合の経過報告ならびに会計報告
5. 役員および賞罰審査委員の選任ならびに解任
6. 評議員の辞任
7. 犠牲者救援委員の選任ならびに解任

8. この組合の解散および合併
9. 組合規約に付属する諸規則の制定、改廃
10. 組合員の賞罰
11. 特設基金の流用
12. 会計補正予算および10万円以上の財産処分
13. その他重要な事項

(大会の定足数)

第 37 条 大会は評議員の3分の2以上の出席がなければ成立しない。

(大会の議決)

第 38 条 大会の議決は、この規約に特別の定めのあるとき、または大会が特別の表決の方法を決定したときの外は出席評議員の過半数で表決する。

可否同数のときは議長が決定する。

(大会の記録)

第 39 条 大会の議事録は、議長が指命するものが作成し、書記局に保存し、組合員の請求あるときは閲覧させなければならない。

(大会の議事)

第 40 条 大会の議事方法については、規約細則第3号議事規則によって定める。

第 3 節 執行委員会

(地位と構成)

第 41 条 執行委員会はこの組合の最高執行機関であって、執行委員長、副執行委員長、書記長、会計委員、書記次長および執行委員で構成し、大会の決定に従って、つねに組合の業務を執行する。

(開 催)

第 42 条 執行委員会は原則として毎月1回開催する。ただし、執行委員長が必要と認めた時は臨時に開催できる。執行委員会の招集は執行委員長が行い、その議長となる。

(権 限)

第 43 条 執行委員会は次の権限をもつ。

1. 決議機関から与えられた事項の執行
2. 団体交渉委員、経営協議会委員の任免
3. 緊急事項の処理、ただし、次の大会においてその承認をえなければならない。
4. その他この規約に定められた事項

(委任の禁止)

第 44 条 役員はその権限を他に委任することはできない。

(規定の準用)

第 45 条 第37条、第38条および第39条の規定は執行委員会にも準用する。

第 4 節 交渉委員会

(交渉委員会)

第 46 条 労働争議に際し、大会が必要と認めたときは、その決議によって交渉委員会を設け争議に関する業務ならびに一般業務を執行させる。

第 5 節 会計監査委員

(職務)

第 47 条 会計監査委員は 2 か月に 1 回組合の財産および会計全般について監査を行い、その監査業務については大会に対して責任を負う。

(監査業務)

第 48 条 会計監査委員は、その職務遂行のため 2 か月に 1 回書記長に財産および会計の状況報告を求め、その保管する金品諸帳簿などを監査し、書記長に対して意見を述べることができる。

(監査報告)

第 49 条 会計監査委員は定期大会において、その年度の財産および会計の監査を報告しなければならない。

(公認会計士の監査)

第 50 条 会計の監査報告には大会において委嘱した公認会計士の監査証明書を添えなければならない。

第 6 節 賞罰審査委員会

(職務と構成)

第 51 条 賞罰審査委員会は組合員の直接無記名投票により選出する 3 名からなり、執行委員長
の請求があつたときまたは、組合員 50 名以上の連署をもってその代表者から請求のあつた時、
その組合員の賞罰事項を審査する。ただし、任期は定期大会から次期定期大会までとし、再選を
妨げない。

賞罰審査委員会については規約細則第 4 号賞罰審査委員会規則によって定める。

第 7 節 組合活動犠牲者救援委員会

(構成)

第 52 条 組合活動犠牲者救援委員会（以下救援委員会という）は執行委員長ならびに執行委員
長に任命された執行委員 2 名と評議員の中より選出された 2 名の計 5 名をもって構成し、議長は
執行委員長があたる。

(補助委員)

第 53 条 救援委員会には委員と同数の補助委員を置き委員に欠員を生じたときまたは委員に
事故あるときは補助委員の中から議長が補充する。補助委員の任命・選出は前条通りとする。

第 8 節 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第 54 条 この組合に選挙の公正かつ正確な運営を期するために選挙管理委員会を設ける。選挙管理委員会は執行委員長が任免し、3名の選挙管理委員で構成し、委嘱する。

選挙管理委員長は選挙管理委員会の互選とする。

選挙については規約細則第5号によって定める。

第 9 節 専門委員会

(地位と構成)

第 55 条 執行委員会が必要ある場合は、特定の事項を審議立案させるために、または特定の事項を会社と協議させるために執行委員会の諮問機関として専門委員会を設ける。専門委員会は執行委員長が役員および組合員の中から任命した、専門委員長および専門委員で構成する。

(専門委員長)

第 56 条 規約第55条に規定された専門委員会に専門委員長を置く。

専門委員長は、執行委員長が任免し、専門委員会を掌握運営する。

(専門委員会の答申)

第 57 条 専門委員会は執行委員長の指示によって特定の事項を審議立案したときは、その結果をなるべく成文化し、執行委員会に答申しなければならない。

執行委員会が必要と認めたときは、中間報告を求めることができる。

第 4 章 役員

(役員の種類と定数)

第 58 条 この組合に次の役員を置く。

執行委員長	1名
副執行委員長	若干名
書記長	1名
会計委員	若干名
書記次長	若干名
執行委員	若干名
会計監査委員	若干名

ただし、定数を若干名と定める役員の定数は、役員改選の公示直前の執行委員会で決定する。

(役員を選出)

第 59 条 役員は組合員の直接無記名投票により組合員の中から選出する。

(兼任の禁止)

第 60 条 役員は他の役員、評議員、賞罰審査委員をかねることはできない。

(執行委員長)

第 61 条 執行委員長はこの組合を代表し、組合業務を統轄し、全組合員に対してその責任を負う。

(副執行委員長)

第 62 条 副執行委員長は、執行委員長を補佐し、執行委員長に事故あるときはその代理をする。

(書記長)

第 63 条 書記長は執行委員長を補佐し、書記局の業務を統轄運営して、執行委員会に対してその責任を負う。

(会計委員)

第 64 条 会計委員は執行委員長を補佐し、組合財政および会計業務を担当して執行委員会に対して、その責任を負う。

(書記次長)

第 65 条 書記次長は書記長を補佐し、書記長に事故あるときはその代理をする。

(執行委員)

第 66 条 執行委員は組合業務に関し、企画、立案その執行にあたる。

(会計監査委員)

第 67 条 会計監査委員は第 3 章第 5 節に定められた職務を行う。

(役員の任期)

第 68 条 役員の任期は定期大会から次の定期大会までとする。ただし、再選を妨げない。

(役員の欠員補充)

第 69 条 役員に欠員を生じたときは、速やかに補充しなければならない。

欠員の補充で就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

(執行委員会および賞罰審査委員会の総辞職)

第 70 条 執行委員会、交渉委員会、賞罰審査委員会は過半数以上の組合員の直接無記名投票により、その過半数の多数で次の決議をしたときは総辞職をしなければならない。

1. 総辞職申出の承認
2. 不信任案の可決
3. 信任案の否決

(役員の辞任)

第 71 条 執行委員長、副執行委員長、書記長、会計委員、書記次長、会計監査委員および執行委員は大会において出席構成員の直接無記名投票により過半数で承認されなければ辞任することはできない。

(役員解任)

第 72 条 役員は組合員 100 名以上の連署をもってこの代表が役員解任のための決議案を大会に提出し決議された場合は、組合員の直接無記名投票により過半数の多数で可決されたときは解任される。

第 5 章 顧 問

(顧 問)

第 73 条 過去の伝統を維持しつつ、将来の発展を期するために、執行委員長が必要と認めるときは顧問を置くことができる。

顧問は執行委員会の要請により、執行機関および各機関に出席し、意見を述べることができる。

第 6 章 専 従 者

(定 義)

第 74 条 専従者とは、一定期間組合業務にのみ従事するものをいう。

(人 数)

第 75 条 組合は組合業務を遂行のため執行委員会において必要と認めたと必要員数の専従者をおく。

(所 属)

第 76 条 専従者の所属はその勤務地とする。

(任 免)

第 77 条 専従者を専従役員と専従書記にわけると。専従役員は役員の中から、専従書記は組合員の中から執行委員会の承認をえて執行委員長が任免する。書記の任期は原則として4月1日から翌年3月31日までの1か年とする。ただし、再任を妨げない。

(専従役員)

第 78 条 専従役員は執行委員会の決定に基づいて組合業務の執行にあたる。

(専従書記)

第 79 条 専従書記は書記長の指示により組合業務を分担処理する。

第 7 章 書 記 局

(書記局の設置)

第 80 条 執行委員会はその業務を遂行するために書記局を置く。

(書記局の職務と構成)

第 81 条 書記局は執行委員会の管轄の下に執行業務全般に関する企画・立案・連絡調整・渉外・事務・必要書類の整備・保存・その他必要なる日常業務を行う。

書記局は書記長を統轄責任者として専従役員と専従書記で構成する。

(専門部)

第 82 条 執行委員会は執行業務遂行のため専門部をおく。書記長は専門部を統轄し、活動の有機的結合をはからねばならない。なお、専門部の名称および活動内容の決定、ならびに職務遂行の指示は、執行委員会が行うものとする。

第 8 章 財 政

(財 政)

第 83 条 この組合の財政は、加入金、組合費、事業収入、寄付金およびその他の収入をもってあてる。寄付金をうけるときは、執行委員会の決議をえなければならない。

(加入金)

第 84 条 加入金はこの組合に加入するときに払込まなければならない。

1. 一般社員 2,000 円
2. キャリア社員 1,500 円
3. クルー社員 1,000 円

(組合費)

第 85 条 組合費は月例賃金より次の基準により徴収する。

徴収基準

1. 一般社員
基準内賃金総額×1.0%
2. キャリア社員
基準内賃金総額×0.8%
3. クルー社員
基準内賃金総額×0.4%

(加入金および組合費の徴収)

第 86 条 加入金および組合費は会社に委託して徴収する。

(臨時組合費)

第 87 条 前条のほか、必要ある時は執行委員会の決議をへて臨時組合費を徴収することができる。ただし、この場合、次期大会に報告して承認をえるものとする。

(賃金の補償、費用の支給)

第 88 条 役員および組合員にして機関の委任により組合業務執行のため会社の職を離れたことにより賃金を失ったときはその補償を受ける。役員および組合員にして機関の委任により組合業務執行のために出張したときは、旅館宿泊料その他の費用の支給を受ける。

なお、補償および費用の支給範囲ならびにその手続きについては規約細則第1号手当支給規則および規約細則第2号旅費支給規則によって定める。

(管理と権利の行使)

第 89 条 財産および会計の管理は執行委員会が行い財産保有にともなう権利の行使は執行委員会の決定により執行委員長がこれを行う。財産および収支の状況は2か月に1回会計監査委員に報告してその監査を受けなければならない。

(会計報告)

第 90 条 執行委員会は、すべて財源および使途、主要なる寄付者の氏名ならびに現在の経理状況を示す会計報告および翌年度の予算を毎会計年度に大会に提出して承認をえなければならない。

い。

(基金の設定および流用)

第 91 条 この組合は共済事業その他福利事業のため特設基金を設定することができる。

特設基金を他の目的のため流用しようとするときは、大会の決議を経なければならない。

(帳簿)

第 92 条 書記局に次の帳簿を置く。

1. 総勘定元帳
2. 金銭出納簿
3. 預金簿
4. 収支内訳簿
5. 特別基金積立簿

前項の帳簿様式は別に定める。

(勘定科目)

第 93 条 勘定科目は次の通りとする。

1. 資産勘定科目

現金、預金

2. 収入勘定

繰越金、組合費、加入金、収入利息、雑収入、仮払戻入、業務委託収入

3. 支出勘定

イ) 業務費

給与、雑給、旅費、渉外費、備品費、消耗品費、印刷費、通信費、図書費、雑費、書記局費、諸会費、賃借料

ロ) 会議費

大会費、執行委員会費、専門委員会費、専門部会費、その他会議費

ハ) 行事費

教育費、行事費

ニ) 基金および積立金

特別基金、諸積立金

ホ) その他

予備金、仮払金、出資金、什器備品購入支出

(帳簿の閲覧)

第 94 条 会計帳簿は、組合員の請求ある場合、閲覧させなければならない。

(会計年度)

第 95 条 この組合の会計年度は毎年9月1日にはじまり、翌年8月31日に終る。

第 9 章 争 議

(争議行為)

第 96 条 この組合において争議行為とは同盟罷業、職場放棄をいう。

(一般投票)

第 97 条 争議行為は組合員の直接無記名投票によって過半数の承認を得なければ開始することはできない。

(一般投票管理委員会)

第 98 条 前条の直接無記名投票を管理するためそのつど一般投票管理委員会を設ける。
その構成は大会で決定する。

(争議行為の指令)

第 99 条 争議行為の指令は執行（交渉）委員長が行う。

第 10 章 共 済 事 業

(共済事業規則)

第 100 条 第 5 条、第 6 号に定める組合の自主的な共済事業活動は規約細則第 6 号共済事業規則、ならびに規約細則第 7 号海外ローン利用規則によって定める。

第 11 章 基本綱領・組合規約の制定改廃

(基本綱領および組合規約の改廃)

第 101 条 基本綱領および組合規約の改廃は大会において決議された上、組合員の直接無記名投票により全組合員の過半数の多数の表決によって行う。

第 12 章 付 則

(付 則)

第 102 条 この組合規約は 2025 年 4 月 1 日から効力を発生する。

伊予鉄高島屋労働組合規約細則

伊予鉄高島屋労働組合規約細則 第1号

手当支給規則

(根拠と目的)

第 1 条 この規則は、伊予鉄高島屋労働組合規約第 88 条に基づいて制定したものである。組合員にして正当なる機関の委任により、組合業務のため会社の職務を離れたことによって、その賃金を失ったときは、この規則によって補償する。

(手当の区分)

第 2 条 組合員に支給する手当の区分は次のとおりとする。

1. 補償手当
2. 時間外および休日手当

(専従者の給与)

第 3 条 組合員が役員または、書記として組合専従者になった場合の給与は、その就任したときの給与を支給する。

(補償手当)

第 4 条 補償手当は、専従者以外が組合業務のため、賃金を失った場合に支給し、その金額は失った賃金と同一額とする。

(時間外手当)

第 5 条 時間外手当は、会社の所定労働時間を超えた場合に支給する。その金額は1時間（未満の場合は30分をもって切り捨てる）につき300円とする。ただし、午後10時を過ぎるときは400円とする。ただし組合専従者が所定労働時間を超えて書記局業務を行った場合、株式会社伊予鉄高島屋に定める賃金規定により通常的时间外手当を支給する。

(休日手当)

第 6 条 休日手当は、定休日に組合業務に従事した場合に支給し、その金額は1日1,000円とする。前項の場合8時間を超えた勤務については第5条を適用する。

(特別措置)

第 7 条 前条の規定に拘らず大会および組合の行う定型教育に参加する場合は、1日につき500円とする。

(手当支給の時期)

第 8 条 補償手当ならびに時間外、休日手当はその都度支給する。

(旅費支給規則との関係)

第 9 条 書記長が特に認めた場合の他は組合員が規約細則第2号旅費支給規則第3条によって旅費その他の費用の支給をうけた場合は、第5条、第6条第2項は適用しない。

(付 則)

第 10 条 この規則の制定改廃は、大会で行う。

この規則は、1999 年 4 月 1 日から効力を発生する。

伊予鉄高島屋労働組合同規約細則 第2号

旅費支給規則

(規則の根拠)

第 1 条 この規則は、伊予鉄高島屋労働組合同規約第 88 条に基づいて制定したものである。組合員にして正当なる機関の委任により、組合業務執行のため出張に要する費用(以下旅費という)は、この規則によって支給する。

(出張の手続き)

第 2 条 組合業務執行のため出張する者は、書記長の承認を得て出張先、用件、出発日時、順路および帰着の予定日などを記入し、書記局に届出なければならない。

(旅費の区分および定額払)

第 3 条 旅費は次の通りとし、定額を支給する。ただし、定額を超過した場合には、書記長の認めたものに限り実費を支給する。

1. 宿泊料

イ 6,500 円 (宿泊所を指定した場合は実費)

ロ 車中ならびに船舶宿泊の場合は 4,000 円

2. 自動車・航空料金

実費

ただし、緊急やむを得ざる場合、または効率率面を考え、書記長が認めた場合に限る。

3. 鉄道料金

普通車 (超特急券、座席指定を含む)

4. 船舶料金

1 等

5. バス料金

実 費

6. 日 当

イ 県内地区 500 円

ロ その他の地区 1,000 円 ただし、本店と各支店、出張所間の出張については県内地区の日当を適用する。

(特別措置)

第 4 条 前条第 6 項日当の規定に拘らず、大会および組合の主催する定型教育に参加する場合は 500 円とする。

(旅費の支払方法)

第 5 条 旅費は、原則として出張後精算払いとする。ただし、必要ある場合は、既算を前渡しすることができる。

(旅費精算)

第 6 条 旅費は、組合が指示した順路に基づいて計算する。日当は日数に応じ、宿泊料は夜数

に応じて支給する。

前渡しをうけて出張した場合は、帰着後 3 日以内に精算書を添付し、精算しなければならない。出張の途中、病気または、不慮の災厄に罹り、やむを得ず滞在した場合は書記長の認めたもの限り、滞在中に要した実費を支給する。

(出張中に要した雑費)

第 7 条 出張先での通信費および、書記長の認めたその他の雑費は実費を支給する。

(付 則)

第 8 条 この規則の制定、改廃は大会で行う。

この規則は、1980 年 10 月 16 日から効力を発生する。

伊予鉄高島屋労働組合同規約細則 第3号

議 事 規 則

第 1 章 総 則

(規則の根拠)

第 1 条 この規則は、伊予鉄高島屋労働組合同規約第 40 条にもとづいて定める。

(適用の範囲)

第 2 条 大会の議事運営は規約または細則に定めた場合を除きこの規約による。その他の組合の会議にはこの規約を準用する。

(会議の公開)

第 3 条 大会の会議は、公開を原則とするが必要に応じ大会が議決したときは、秘密会とすることができる。

第 2 章 開 会

(集 会)

第 4 条 評議員は、招請状に指定された時間に所定の会場に集合しなければならない。

(司 会)

第 5 条 大会が成立し、議長団が選出されるまでは執行委員の中の 1 人が司会する。

(開 会)

第 6 条 司会者は定刻に至ったときは、開会を宣告する。

(大会運営委員会の設置)

第 7 条 司会者は開会后、直ちに出席評議員の諒解を得て、大会運営委員会を設置する。

(大会運営委員会)

第 8 条 大会運営委員会は大会出席構成員中より互選された評議員と執行役員で構成し、資格審査ならびに議事運営にあたる。

(大会運営委員会の職務)

第 9 条 大会運営委員会は、次のことを行う。

1. 大会定足数の確認
2. 議事日程の変更
3. 大会当日提出された議案の採択、不採択または類似議案一括審議の決定
4. 大会が、付議または委任した事項の審議および整理
5. その他議事進行上必要な事項

(成立宣言)

第 10 条 司会者は大会運営委員会の答申により、出席評議員が定数に達したと認められた時は、大会の成立を宣言する。

定数に充たないときは、これを出席評議員に報告して休憩を宣言する。

(延会・流会)

第 11 条 司会者は、休憩を宣告した後、相当の時間を経て再び定足数の有無を計算する。計算 2 回におよんでなお、定足数に充たないときは、司会者は、これを出席評議員に報告し、延会又は流会を宣告する。

(議長団の選出)

第 12 条 大会の議長団は大会成立の宣告あった後、出席評議員の中から互選する。

(書記の任命)

第 13 条 議長は、議事録を収録するため、書記を任命する。

(書記の任務)

第 14 条 書記は、一切の議事を正確に記録し、会議中に議題の取扱い方に疑義が認められたとき、または採択事項を明確ならしめる必要があるときは発言して確認を行わなければならない。

(起草委員会)

第 15 条 議事審議にあたって必要ある場合、大会は、付託して起案させるため、起草委員会をおくことができる。

(大会の承認)

第 16 条 以上の各委員会の決定は、大会に報告して承認を得なければならない。

(評議員の議案提出)

第 17 条 評議員が大会に議案を提出しようとするときは、開議前までに理由明記の上、大会運営委員会に提出し、その審議を経なければならない。

第 3 章 開会および閉会

(開 会)

第 18 条 開議の時刻に至ったとき、議長は、議長席につき会議を開くことを宣告する。

(散会、閉会)

第 19 条 議事日程に記載した案件の議事を終ったときは、議長は、散会または閉会を宣告する。

(会議中の定足数)

第 20 条 会議中に定足数を充たないときは、議長は相当の時間を経て、これを計算させる。計算 2 回におよんでもなお定足数に充たないときは、議長は大会にはかり、休憩、延会または散会を宣告する。

(宣言の効果)

第 21 条 開議の宣告あるまで、または閉会、散会、延会、休憩の宣告のあった後は、何人も議事について発言することができない。

第 4 章 議 事

(議事日程の変更)

第 22 条 議長が、必要と認めたとき、または、評議員の動議があったときは、議長は討論を用

いないで大会にはかり、議事日程を変更し、または他の事項を議事日程に追加することができる。

(議案の説明)

第 23 条 議案が、議題になったときは、議長は、発議者または提出者をして、その趣旨を説明させる。

(質議および討論)

第 24 条 前条の説明が終った後、議長は質議に入る旨を宣告し、質議が終ったとき、質議終局を宣告して討論に入る。

討議終局の後、議事を表決に付する。

(付託、委任)

第 25 条 大会が、予め審査を必要と認めた議案については議長が大会運営委員会に付託する。大会は、条文の各項および字句の整理を大会運営委員会に委託することができる。

第 5 章 発 言

(発言の方法)

第 26 条 発言しようとするものは議長と呼び、議長の許可を得、起立して自己の所属部署・氏名を告げなければならない。

(発言の場所)

第 27 条 すべて発言は起立し、自席でなければならない。

ただし、議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言の順序)

第 28 条 質問および討論の場合、議題の提出席およびそれまで発言しなかったものは、すでに発言しているものより優先して発言できる。

(発言の範囲)

第 29 条 質問および討論は、議題をはなれてはならない。また評議員の権限を侵すことがあってはならない。

(討 論)

第 30 条 討論しようとするものは、予め反対または賛成の旨を、明らかにしなければならない。

討論は議題の本質に限る。また人身攻撃にわたってはならない。討論は、評議員の間で直接になってはならない。また同時に2つ以上の問題を討論することはできない。

(議長の討論参加)

第 31 条 議長が、討論に参加しようとするときは、副議長にその職を委任し、自席につかねばならない。またその問題の表決が、終了するまでは議長席に復することができない。

(付 託)

第 32 条 議長が、必要と認めたときは、大会の承認を得て起草委員会に付託し、その答申に基づいて再び審議することができる。

(宣言の効果)

第 33 条 1 個の議題について表決した後、または議長が質議、討論の表決に入る旨を宣告した後、何人も発言することはできない。

ただし、議長の裁定に対する抗告はこの限りでない。

第 6 章 動 議

(動議の賛成者)

第 34 条 規約およびこの規則において特に定めた場合の外、すべて動議は 1 人以上の賛成者をもって議題とする。

(議長の説明)

第 35 条 動議は、議長の説明あるまで審議することができない。

(動 議)

第 36 条 次の動議は、一つの議題について審議中であっても提出できる。

1. 散会、延会、休憩の動議
2. 議事日程変更の動議
3. 議長の裁定に対する抗告の動議
4. 議事進行に関する動議
5. 動議の審議反対の動議
6. 書類読上げ要求の動議
7. 動議撤回の動議
8. 付託または再付託の動議
9. 保留の動議
10. 修正の動議

これらの動議は、上に列記した順序で優先権をもつ。

(動議の取扱)

第 37 条 前条第 1 号ないし第 9 号の動議が、提出されたときは議長は、討論を用いないで大会にはかり、これを決する。

(散会、延会、休憩の動議)

第 38 条 散会、延会または休憩の動議が、提出されたときは、議長は、次の場合を除きこれを取り上げねばならない。

1. 会議員が、発言しているとき
2. 会議員が、投票しているとき
3. 即時採決の動議が、取りあげられたとき

第 7 章 表 決

(修正案の表決)

第 39 条 評議員の提出した修正案および大会が付託した委員の修正案は、執行委員会の修正案より先に表決しなければならない。

(表決の順序)

第 40 条 表決の順序は、可否案を先にし、修正案を次として原案を後にする。

修正案が多い場合は、原案に最も遠いものから先にする。

(付 託)

第 41 条 修正案および原案がともに過半数または、規約に定める定数の賛成を得なかった場合、大会が廃案しないと決議したときは、起草委員会に付託して、その案を起草させることができる。

(代 案)

第 42 条 修正案が重複し、動議の内容が著しく混乱した場合は、修正案の一部または、全部を一括して代案として提出できる。

(現場表決)

第 43 条 表決の際、現場にいない評議員は表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第 44 条 表決には条件を付することができない。

(表決問題の宣言)

第 45 条 議長が、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告しなければならない。

(表決の方法)

第 46 条 表決の方法は、規約細則に特に定めた場合を除き次のいずれかによることを議長が定める。

1. 挙手による表決
2. 起立による表決
3. 無記名投票による表決
4. 異議の有無による表決

(無記名投票)

第 47 条 出席評議員の3分の1以上の賛成があるときは、議長は無記名投票により、表決をとらなければならない。

(投 票)

第 48 条 無記名投票を行う場合には、問題を可とするものは投票用紙に可と認め、否とするものは否と認めた上、投票箱に投入する。

投票が終わったときは議長は、その結果を宣告する。

(異議の有無による表決)

第 49 条 議長は、問題について異議の有無を大会にはかることができる。異議がないと認めたときは可決を宣告する。

但し、評議員が問題について、または議長の宣告に対して、異議を申立てたときは、議長は他の方法によって表決をとらねばならない。

(表決の更正)

第 50 条 評議員は表決の更正を求めることができない。

(再審議)

第 51 条 大会の一度決定した事項は、その大会において再審議することができない。

但、再審議の動議があった場合は議長は討論を用いなくて出席評議員の無記名投票ではかり、3分の2以上の賛成者を得た場合は再審議に付する。

第 8 章 異 議 の 申 立

(抗 告)

第 52 条 議長の裁定に不服のあるものは、抗告することができる。

(議長の交替)

第 53 条 議長は前条の抗告があった場合、議長席をはなれ、副議長と交替しなければならない。

(理由の説明)

第 54 条 抗告者は、議長の裁定に対する抗告理由を述べ、議長はその裁定理由を説明しなければならない。

(表 決)

第 55 条 抗告者と議長の双方の説明終了の後副議長は大会に計り表決に付する。

第 9 章 議 事 録

(記入事項)

第 56 条 議事録は、会議の種別毎に作り、次の事項を記入する。

1. 会議の種類、日付、場所
2. 大会役員の氏名、出席人員
3. 報告事項の要点とその表決
4. すべての議題および動議と、その決定および提出者の氏名
5. 表決の方法、投票のときは賛否の数
6. 開会、閉会の時刻
7. その他必要と認められた事項

(議事録承認)

第 57 条 議事録は、会議終了後、議長と書記が確認署名し、その後1か月以内に異議申立がなければこの議事録は承認されたものとする。

(議事録の閲覧)

第 58 条 議事録は、書記局に保存し、秘密会を除いては組合員の要求ある場合は閲覧させなければならない。

第 10 章 秩 序

(秩 序)

第 59 条 議事中は、みだりに発言し、また騒いで他人の発言を妨げてはならない。

(退 席)

第 60 条 議長は、大会の運営と進行に責任をもち、会議または傍聴者の中に議行を妨げるものがあるときは、大会にはかり退席を命ずることができる。

(傍聴者の発言)

第 61 条 傍聴者の発言は、組合員の場合に限り、大会の承認を得てこれを許す。

(不信任の動議)

第 62 条 議長不信任の動議が提出されたときは当該議長が議長であるときは副議長が、副議長であるときは議長が替ってその動議の採否を大会に問わなければならない。

第 11 章 付 則

(大会の準備)

第 63 条 大会開催に必要な準備は、執行委員会が行う。執行委員会が必要と認めた場合は、特に会場の準備および整理を行わせるために大会準備委員会を組織することができる。

(付 則)

第 64 条 この規則の制定改廃は大会で行う。

この規則は 2021 年 4 月 1 日から効力を生ずる。

伊予鉄高島屋労働組合同規約細則 第4号

賞 罰 審 査 委 員 会 規 則

(規則の根拠)

第 1 条 この規則は伊予鉄高島屋労働組合同規約第 51 条にもとづいて定める。

(賞罰審査委員長)

第 2 条 賞罰審査委員会に賞罰審査委員長および賞罰審査副委員長各 1 名をおき、正副審査委員長は賞罰審査委員の互選によって決める。賞罰審査委員長に事故あるときは、賞罰審査副委員長がかわる。

(招 集)

第 3 条 賞罰審査委員会は賞罰審査委員長が組合同規約第 51 条に定める請求があった場合、その日から 5 日以内に招集しなければならない。

賞罰審査委員会の招集は少なくとも、その前日までに目的、議案およびその内容など必要なる事項を記載した文章をもって行わなければならない。

(審 査)

第 4 条 賞罰審査委員会の審査に当っては処罰の対象となった本人を出頭させて弁明の機会を与えるとともに、賞罰審査委員長が必要と認めた時は証人を召喚して説明を求め、また本人の要求あった時も本人の選んだ弁護を許さなければならない。

(定数と表決)

第 5 条 賞罰審査委員会は賞罰審査委員の 3 分の 2 以上の出席で成立するものとし、3 分の 2 以上の多数で表決する。

(結果報告と賞罰の請求)

第 6 条 賞罰審査委員会で賞罰事項を審査した時は、その結果に理由を付し、少数意見と併せて執行委員長に報告し、賞罰を行う必要を認めたものについては、それぞれ大会に請求しなければならない。

(付 則)

第 7 条 この規則の制定、改廃は大会で行う。

この規則は 1975 年 6 月 26 日から効力を生ずる。

伊予鉄高島屋労働組合同規約細則 第5号

選挙管理委員会規則

第 1 章 総 則

(規則の根拠)

第 1 条 この規則は伊予鉄高島屋労働組合同規約第 54 条にもとづいて定める。

(規則の適用)

第 2 条 この規則の適用は原則として執行役員および賞罰審査委員とし、その他に生じる選挙については、この規則を準用する。

(事務)

第 3 条 選挙に関する事務はすべて選挙管理委員会が行う。

(直接無記名投票)

第 4 条 選挙は直接無記名投票によって行い、その様式は、その都度選挙管理委員会が決める。

第 2 章 選挙管理委員会

(職務)

第 5 条 選挙管理委員会は次のことを行う。

1. 立候補者の受付と発表
2. 投票および開票の管理
3. 立会人の指名
4. 当選の確認と発表
5. 違反行為のあったときの当落の判定
6. その他選挙管理に必要な事項

第 3 章 立 候 補

(届 出)

第 6 条 立候補しようとするものは選挙管理委員会へ届け出なければならない。

(推 薦)

第 7 条 候補者を推薦しようとするものは本人の承諾を得て選挙管理委員会へ届け出なければならない。

(受 付)

第 8 条 立候補受付は選挙管理委員会が定めた様式と日時で行う。

第 4 章 投票および開票

(投 票)

第 9 条 投票は選挙管理委員会の定めた日時と場所で行う。

(無効投票)

第 10 条 次の投票は無効とする。

1. 正規の用紙を用いなかったもの
2. 被選挙人の誰であるかを確認しがたいもの
3. 被選挙人以外の氏名を記載したもの
4. 被選挙人の氏名以上のことを記載したもの
5. 連記投票の場合は所定数が完全連記されていないもの

(開票と発表)

第 11 条 開票は立会人の立会のもと、投票終了後速やかに行い、選挙管理委員会は選挙の結果を全組合員に発表しなければならない。

第 5 章 当 選

(当 選)

第 12 条 当選決定は次による。

1. 得票数の多いものから順次きめる。
2. 得票数の同じものについては決選投票による。
3. 執行委員長および書記長の場合、その得票数が有効投票の過半数に充たないときは上位者で決選投票を行う。
4. 役員立候補者数が、役員定数を超過しないときは原則として信任投票を行う。

(繰上げ当選)

第 13 条 執行委員および賞罰審査委員に、欠員を生じたときは、次点者を繰上げ当選とする。

第 6 章 付 則

(付 則)

第 14 条 この規定で定めていないことは選挙管理委員会で決定する。この規則の制定改廃は大会で行う。

この規則は 1975 年 6 月 26 日から効力を生ずる。

伊予鉄高島屋労働組合規約細則 第6号

共 済 事 業 規 則

第 1 章 総 則

(規則の根拠)

第 1 条 この規則は、伊予鉄高島屋労働組合規約第 10 章第 100 条に基づいて定められたもので、組合員の拠出による相互扶助を目的とする。

(事 業)

第 2 条 前条の目的を達成するために組合員ならびにその家族の共済事業を行う。

(基金の拠出)

第 3 条 組合員は共済の拠出額として月例賃金より次の基準により拠出する。

拠出基準

$$\text{基準内賃金総額} = \frac{2.5}{1,000}$$

なお、円未満は切り捨てとし、払戻しは行わない。

(加入および脱退による適用基準)

第 4 条 共済は組合員の資格を有する者全員が加入するものとする。なお、脱退による場合は、その脱退日の閉店時刻をもって適用を打切る。

第 2 章 いよてつ高島屋共済会

(いよてつ高島屋共済会への参画)

第 5 条 この組合は、第 2 条に定める事業を行うためにいよてつ高島屋共済会へ参画する。なお事業内容は別に定めるいよてつ高島屋共済会規約によって定める。

(いよてつ高島屋共済会への拠出)

第 6 条 この組合は、いよてつ高島屋共済会への拠出として第 3 条に定める組合拠出相当分を一括して毎月拠出する。

(理事会への派遣)

第 7 条 いよてつ高島屋共済会の理事会へ理事として執行役員を派遣する。

(付 則)

第 8 条 この規則の制定・改廃は大会で行う。

この規則は 2001 年 6 月 1 日から効力を生ずる。

伊予鉄高島屋労働組合同規約細則 第7号

海外ローン利用規則

第1章 総 則

(規則の根拠)

第1条 この規則は伊予鉄高島屋労働組合同規約第10章第100条にもとづいて海外ローン（以下ローンという）に関する事項を定めるもので、組合員の福利の増進をはかることを目的とする。

(基金)

第2条 この基金は諸積立金より1,000,000円の範囲内で充当し、運用する。

(保証人)

第3条 ローンを利用するものは、組合歴3年以上の組合員1名の保証人を必要とする。

(再貸付と連続貸付)

第4条 ローンを完済されるまでは同一人に対する新規のローン実施は一切行わない。

(即時金額返済)

第5条 ローンを受けた組合員が次の各号の一つに該当するに至った場合、未返済金額を即時返済しなければならない。

1. 返済遅滞の場合
2. 退職する場合（定年、自己都合、死亡、その他の理由による）
3. その他、組合同規約に違反した場合

(優先返済)

第6条 前条の場合、本人は給与および退職金を他に優先して返済金に充当するものとする。

(保証人の返済義務)

第7条 本人が返済しないときは保証人がその未返済金を本人に代って返済するものとする。

(非組合員になった場合)

第8条 ローンを受けている組合員が債務完済前に人事異動、その他により非組合員となった場合、原則として即時返済とするが、本人の申し入れがあった場合は、引き続き同じ要領での返済を認めることができる。

第2章 海外ローン

(実施事由)

第9条 海外ローンは労働組合同が主催する海外催しに対して実施する。

(条件)

第10条 ローン金額、返済方法、貸付手数料は催し内容に応じてその都度執行委員会が決定する。

第 3 章 付 則

(規則の運用)

第 11 条 この規則の規定していない事項ならびに当該事項の利害が困難な場合および規定内の運用については執行委員会が決定する。

(付 則)

第 12 条 この規則の制定・改廃は執行委員会で行う。
この規則は 1977 年 10 月 20 日から効力を生ずる。